

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第三項中ルを削り、同表第五項中レを削り、ソをレとし、ツからオまでをソからノまでとし、同表第六項中ヨを削り、タをヨとし、レからラまでをタからナまでとする。

別表第二第一号の表第二項中

試験 料の圧縮試 験	立体形状試 験	固体試料の 強度試験	固体試料の 强度試験
一項目 一試料	一項目 一試料	一、二三〇円 (一項目を増す ごとに四一〇円 を加える。)	一試料
三、一〇〇円			

に、

試験 料の圧縮試 験	(5) 溶解法による混用率			
	もの の もの 類以内 (二種	微鏡による 原子間力顕 微鏡による 一測定	顕微鏡に による試験 による 一測定	プローブ トンネル顕 微鏡による 一測定
一試料				

二

(4) キヤス	試験								(3) 水噴霧試 験	(2) アルカリ、密着、ピン ホール	(1) 膜厚測定
	四八時間以 り	四八時間以 り	九六〇時間 以内の試験	九六〇時間 以内の試験	七二〇時間 以内の試験	四八〇時間 以内の試験	二四〇時間 内の試験	九六時間以 り			
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一層
二、七九〇円	二三、八〇〇円	一九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	九、五五〇円	五、六〇〇円	二、八二〇円	一、八六〇円	九五〇円	六〇〇円		

七

(1) 被膜試験（ アルカリ、密 ホール）	(2) 水噴霧試 験 中性塩 基	(3) 試験キヤス
内四	験を九以九以七以四以三内九内四	

を

走査型 プローブ 顕微鏡による試験		(4)
もの	原子間力顕微鏡による	トンネル顕微鏡による もの
	一測定	一測定 （一測定を増す）
を加える。）	（一測定を増す ごとに六三〇円 九、四九〇円	一二、八〇〇円 ごとに六三〇円 を加える。）

一二、八〇〇円

の試験	八時間以	超える試	六〇時間	内の試験	六〇時間	内の試験	二〇時間	内の試験	八〇時間	内の試験	四〇時間	の試験	六時間以	八時間以	の試験	着、ピン	耐酸、耐
一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一項目	一試料
二、七九〇円		二三、八〇〇円		一九、〇〇〇円		一四、一〇〇円		九、五五〇円		五、六〇〇円		二、八二〇円		一、八六〇円		九五〇円	

に改める。

(5) 複合サイクル試験	試験	内 の 試 験	九 六 時 間 以	内 の 試 験	九 六 時 間 を	超える試験	内 の 試 験	九 六 時 間 以	内 の 試 験
	間	二四時	一試料	一試料					
る。)			八、九三〇円	六、五二〇円	(二四時間まで を増すごとに四、 七三〇円を加え る。)				

(4) 複合サイク	超 九	内 九

六時間以内の試験 一試料 四、二三〇円

六時間を超える試験 一試料 六、五一〇円

ル試験	二四時間	一試料	八、九三〇円 (二四時間までを増すごとに四、七三〇円を加える。)
-----	------	-----	-------------------------------------

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、レからナまでをソからラまでとし、タの次に次のように加える。

レ レーザー加工機	一時間	一、六一〇円
--------------	-----	--------

別表第一第一号の表第四項ト中「二七〇円」を「六三〇円」に改め、同表第七項中レをソとし、ニからタまでをホからレまでとし、ハの次に次のように加える。

二 エミッショング测定システム	一時間	三、一七〇円
--------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第八項ホ中「四四〇円」を「五五〇円」に改める。

別表第二第一号の表第二項中

(3) キヤス 試験			
超える試験	九六時間以内の試験	内八時間以内の試験	一時間
一試料	一試料	二、七九	三、一七〇円

○円	○円	○円
----	----	----

を

(3) キヤス試験	
一試料	三、七三〇円
(二四時間以内)	(二四時間までを増すごとに二、五九〇円を加える。)

に改め、同表

第三項中

(4) 真円度測定

一試料

二、六〇〇円

を

(4) 真円度

測定	
一試料	三、一一〇円 (一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。)
一測定	二、六〇〇円

測定	
(5) 電磁波妨害源探査装	(4) リバブレーショント
置による測定	一時間

間	一一、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、五一 〇円を加える。)
間	四、四七〇円 (一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)

を

(4) エミッショント	一時間	七、三一〇円 (一時間を増す ごとに五、七六 〇円を加える。)
(5) リバブレーショント	一時間	一一、四〇〇円 (一時間を増す ごとに九、五一 〇円を加える。)
(6) 電磁波妨害源探査装	一時間	四、四七〇円 (一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)

定
置による測定

に改め、同表第四項を次のように改める。

四 環境試験	
口 冷熱衝撃試験機による試験	一試料
一時間	一測定
一、七七〇円 (一時間を増す すごとに八一〇 円を加える。)	一三、八〇〇円

別表第二第一号の表第七項中「七六〇円」を「二、一七〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあつた試験研究機器の利用の許可及び依頼のあつた依頼試験の実施について適用し、同日前に申請のあつた試験研究機器の利用の許可及び依頼のあつた依頼試験の実施については、なお従前の例による。